

田原本町議会会議録目次

○12月3日（第1日）

開会（午前10時00分）	1-4
町長招集挨拶	1-4
会期の決定（12月3日から7日までの5日間）	1-5
会議録署名議員の選出（松本美也子、小走善秀、吉川博一君）	1-5
報 告 現金出納検査の結果報告	1-5
報 第11号 町長の専決事項の指定についての報告（報 告）	1-6
議 第53号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて （原案可決）	1-6
同 第 3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めること について（同 意）	1-7
同 第 4号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて （同 意）	1-8
発議第10号 防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法） の制定を求める意見書（原案可決）	1-10
議案の一括上程（報第12号より議第52号までの16議案について）	1-18
上程議案の委員会付託について	1-21
散会（午前10時50分）	1-23

平成24年 第4回 定例会

田原本町議会会議録

平成24年12月3日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	松井敦博君	事務局長補佐	植田知孝君
--------	-------	--------	-------

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	寺田典弘君	副町長	石本孝男君
総務部長	松田明君	総務部参事	上田繁君
住民福祉部長	平井洋一君	産業建設部長	高村吉彦君
上下水道部長	取田弘之君	秘書広報課長	寺田元昭君

監査委員	植	宏	君	教育委員長	森	章	浩	君			
教育長	片	倉	照	彦	君	教育部長	福	井	良	昌	君
会計管理者	小	泉	義	次	君	選挙管理委員会 事務局長	吉	田	悦	治	君
農業委員会 事務局長	住	井	康	典	君						

平成24年田原本町議会第4回定例会議事日程

12月3日（月曜日）

○開会（午前10時）

○町長招集挨拶

○会期の決定

○会議録署名議員の選出

○現金出納検査の結果報告

○報第11号 町長の専決事項の指定についての報告

○休憩（日程の説明）

○議第53号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

- ・提案理由の説明
- ・採決

○同第 3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めること
について

- ・提案理由の説明
- ・採決

○同第 4号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

- ・提案理由の説明
- ・採決

○発議第10号 防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）
の制定を求める意見書

- ・趣旨説明

- ・ 質疑
- ・ 討論
- ・ 採決

○議案の一括上程（報第12号より議第52号までの16議案について）

○町長より提案理由の説明

○上程議案の委員会付託について

○散会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしました。

これより平成24年田原本町議会第4回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

町長招集挨拶

○議長（松本宗弘君） 町長より定例会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成24年田原本町議会第4回定例会の開会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、常日ごろから町勢発展のため多大なご支援、ご協力を賜っておりますこと、厚く御礼を申し上げます。師走に入り公私何かとご多用の中ご出席をいただきまして、今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、先月16日に解散をし、明日4日が公示、16日投開票ということで、平成21年8月以来、3年4カ月振りとなる衆議院議員総選挙に向け、日本中が動いております。この間、国内においては東日本大震災や原発事故など災害の発生や、長引く経済不況、また国際関係においては経済力を背景とした周辺国の横暴の激化など、内政・外交ともに行き詰まった日本の再生への転換期にできるかどうか厳しく問われる選挙であります。

そのような中、本町におきましては、古事記編纂1300年を迎え、豊かな歴史財産を活用した事業を進めてまいりました。

去る11月10日には、古事記の里ウォーク&イベント、18日には記念フォーラムを開催させていただき、多くの皆様にご来場いただきました。来年以降も古事記や太安万侶、故郷としての田原本を広く発信いたしたいと考えております。

今期定例会におきましては、19議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけですが、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、開会のあいさつとさせ

ていただきます。

ありがとうございました。

会 期 の 決 定

○議長（松本宗弘君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は本日から7日までの5日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期は7日までの5日間と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第119条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

11番、松本美也子議員、12番、小走議員、13番、吉川議員、以上の3名の方をお願いいたします。

現金出納検査の結果報告

○議長（松本宗弘君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

（監査委員 檜 宏君 登壇）

○監査委員（檜 宏君） おはようございます。

議長のご指名によりまして、去る9月26日、10月25日、11月26日に、議会選出委員とともに実施いたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属する8月31日、9月30日並びに10月31日現在の出納状況について検査したところ、検査日現在での現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高と符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

報第11号 町長の専決事項の指定についての報告

○議長（松本宗弘君） 続きまして、報第11号、町長の専決事項の指定についての報告をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分されましたのは、損害賠償額の決定の2件であります。なお、既に招集通知とともに専決処分書を配付いたしておりますので、ご清覧おきお願いを申し上げます。

日程の説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

議第53号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

○議長（松本宗弘君） 議第53号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは議案を朗読させていただきます。

議第53号

人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

平成24年12月3日提出

田原本町長 寺田典弘

住 所 田原本町大字八尾480番地の47

氏 名 たべい きみこ
田部井 紀美子

生年月日 昭和37年4月25日

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、議第53号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことにつきましてご説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字八尾480番地の47、田部井紀美子氏、昭和37年4月25日生まれを適任者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を聞くものでございます。

議員各位におかれましては、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいま町長より説明のありました人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、提案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、議第53号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、原案どおり田部井紀美子君を人権擁護委員候補者に推薦することに決しました。

同第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の
同意を求めることについて

○議長（松本宗弘君） 続きまして、同第3号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは議案を朗読させていただきます。

同 第3号

固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25

年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成24年12月3日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 田原本町大字薬王寺54番地の2

氏 名 やまぐち としあき
山口 利昭

生年月日 昭和18年12月21日

以上でございます。

○議長(松本宗弘君) 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) 議長のご指名によりまして、同第3号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会の委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字薬王寺54番地の2、山口利昭氏、昭和18年12月21日生まれを適任者として任命いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(松本宗弘君) ただいま町長より説明のありました固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、山口利昭君に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、同第3号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、山口利昭君に同意することに決しました。

同第4号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求める
ことについて

○議長(松本宗弘君) 続きまして、同第4号、教育委員会の委員の任命につき議会

の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは議案を朗読させていただきます。

同 第4号

教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成24年12月3日提出

田原本町長 寺田典弘

住 所 田原本町大字秦庄383番地の15

氏 名 みやもと やすお 宮本 安男

生年月日 昭和25年8月4日

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第4号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

本案は、教育委員会の委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字秦庄383番地の15、宮本安男氏、昭和25年8月4日生まれを適任者として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ただいま町長より説明のありました教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、宮本安男君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、同第4号、教育委員会の委

員の任命につき議会の同意を求めることについては、宮本安男君に同意することに決しました。

発議第10号 防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書

○議長（松本宗弘君） 続きまして、発議第10号、防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、この際、議案の朗読を省略いたしまして、提出者より趣旨説明を求めたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

提出者より趣旨説明を求めます。11番、松本美也子議員。

（11番 松本美也子君 登壇）

○11番（松本美也子君） 防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書についての趣旨説明を述べさせていただきます。

東日本大震災の教訓を踏まえ、いつ起こるかわからない首都直下地震や東海・東南海・南海の3連動地震（南海トラフ巨大地震）や、また、近年たびたび発生している豪雨などによる大規模かつ異常な自然災害に備えて、国民の生命と財産を守るために国を挙げた防災・減災に向けた体制の再構築が求められています。

全国的に幅広い視点で防災力の向上を図るために、道路や橋梁、港湾などの社会資本や、主要な建築物などを対象に老朽化の実態を把握する防災・減災総点検を実施した上で、国や地方公共団体において防災・減災対策を集中的・計画的に推進するための基本計画の作成が必要となります。

上記ハード面での公共事業としての防災・減災対策とともに、ソフト面として地域の防災力を高め、災害による被害の軽減を図る施策も不可欠です。そのために、学校教育等における防災教育の充実、各自治体が連携した広域的・総合的な防災訓練の推進、さらには防災・減災体制再構築推進のための基本計画の作成や、関係行

政機関が実施する施策の総合調整等を行う「防災・減災体制再構築推進本部」の設置、災害発生時に応急対応を一元的に担う「危機管理庁」（仮称）の設置など、必要な施策を国・地方公共団体で実施をし、災害に強いまちづくりを進めなければなりません。

また、国・地方公共団体ともに厳しい財政状況の中、アセットマネジメントの手法を活用した上で、老朽化した社会資本の再整備を始めとした各施策に必要な財源を確保することが課題となります。

こうしたことを実行し、我が国の防災・減災体制を再構築するためには、必要な施策を総合的かつ集中的に推進するための基本理念や基本方針、財源確保策を明確に定めた基本法を制定し、国を挙げて加速度的に進めていくことが不可欠です。

そこで政府におかれては、上記の内容を盛り込んだ「防災・減災体制再構築推進基本法」を早期に制定するよう強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。皆様方のご理解、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上で趣旨説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） ただいまの趣旨説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは3点ほど質問をさせていただきます。

今回の提案の中で防災・減災対策を集中的・計画的にすると。「集中的」というのは大変抽象的なんですけども、例えばどのぐらいの期間を予定されているのか。

それと「財源確保策を明確に」ということですので、今ある財源を使うんじゃないかと、新たな財源を公共投資等に投下するんじゃないかと思われまして。その点では、この提案されている防災・減災対策が、どういう期間で、どれぐらいの規模のものを考えておられるのかということを示していただきたい。

もう1点目、危機管理庁の設置ということを具体的に提案されています。危機管理庁を設置するということが本当に有効かどうかということで、意見書を出すに当たって、こういうところまで踏み込んで書く必要があるのかなと思うんですね。

今回の東日本大震災の災害復興についても、例えば第3次の補正は9兆円あったわけですが、9兆円あっても地元の方が事業を再開するのに申請をしたら「予算が

ありません」という答えでね、かなりのところが支援を受けられなかったと聞いています。なぜそうなったかということは、NHKのドキュメンタリーでやっていますけれども、災害を復興すると言いながら、日本の景気をよくするというのも入れて、災害地以外のところにも、たくさんのお金が使われると。

まず、今ある省庁が9兆円の中の予算の枠取りをしたと。この省庁はいくら、この省庁はいくらと枠取りをしたために、実際に災害の方が商いを再開したいと、商売を再開したいというところに使うお金が限定的になって、それを各県に割り振ったら、さらに少なくなったということで。今、日本の国の一番悪しき弊害が縦割り行政だと思っているんですね。その点では、災害復興で各すべての省庁が防災・減災について考えなさいよと。何をやるにも防災・減災について、まずアプローチをして、事業するに当たって防災・減災を第一義的に考えなさいよと。専門の方がその場で防災・減災を深めていくというやり方が本来はいいんだと思うんですね。ですから危機管理庁を置いたがために「それはあんたの仕事や」ということになって、「うちは違うで」ということになったんでは困るわけですね。その点では、危機管理庁を置くということ自体も、私は本当にいいのかなという思いを持っています。

その点では、こういう意見書で、こういう細かいところまで書かれたんでは、ちょっとなかなかそこまで言うのというのがありますし、この危機管理庁をつくるかどうかを本当は議論してほしいというところになるのかと思いますね。

その点では、危機管理庁を設置というのは、ここへ書かないといけないものなのかなと。要するに、各省庁ができましたら縦割りですし、省と庁だったら庁がやっぱり力が小さいですし、どこまでできるかというのは大変疑問なわけで。その役職をつくったからそれで安心ということではなくて、やっぱり国全体で考えていくということだと思いますので、この辺の位置づけをちょっと教えてほしいと。

3つ目が、これは基本法を制定せよということが出されているんですね。基本法をつくれと。私は防災・減災対策を強化してほしいという意見書でしたらわかるんですね。基本法をつくれということですから、基本法はどんなものを、こんな基本法をつくりなさいと普通は提案するわけで。これを基本法をつくれという意見書では、やっぱり基本法が添付されてて初めて、こういう基本法をつくれという要望に

なろうと思いますね。その点では、なぜ基本法をつくれということ、そのもとになる基本法がなくて、何でもいいから基本法をつくれということに反対になってくると。その点では、それについて基本法をつくれという意見書の趣旨をちょっともう一度説明してください。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） たくさんご質問いただき、ありがとうございます。

まず集中投資はどれだけの期間を考えているかということですが、おおむね10年間に集中的に投資をするということでございます。毎年10兆円で10年間で100兆円を予定しております。

それから財源でしたですね。（「次は危機管理庁ですよ」と吉田議員呼ぶ）

危機管理庁？（「最初は期間と財源でした。それが1つでした」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 10年と財源も言ってもらったから、次は危機管理庁です。

○11番（松本美也子君） 設置に必要な措置について検討をしていただくという形で、何が何でも危機管理庁というのじゃないんですけども。一応、この前に、私どもとして防災・減災の基本法案を8月28日に提出をさせていただきました。何も無いのに、これを出したのかというご質問でしたので。私どもとしては、防災・減災体制再構築推進基本法の概要として提出をさせていただいて、それをもとに今回意見書を提出をさせていただいております。

その中にですね、危機管理庁は設置に必要な措置について検討し、可能な限り早い時期にという、また別途設置法も制定していくということで、防災・減災体制再構築推進本部、危機管理庁の設置に関する基本方針の中に入れていただいております。

それから財源でしたね。

○議長（松本宗弘君） いや、もう財源はさっき言ってくださって、1年間で10兆円と言って、10年間で100兆円と仰ってくれましたよね。それでいいですよ。（「はい」と吉田議員呼ぶ）

○11番（松本美也子君） 以上ですか。

○議長（松本宗弘君） それだけですね。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今の話を聞きましたら、公明党さんが出された基本法という

のがあって、それを早くつくってくれというのが、この意見書の趣旨かなと思うんですね。ですから、それだったらそれで、私らはそういう基本法を知りませんので、それについて、これを賛成する人も、これでいいから賛成するということになるわけで。中身もわからないのに、大体こんなことですよということで賛成を求められているのかなと思うんです。

1つだけ聞きますけれども、集中的にやると、10兆円を10年やるということですよ。集中的にやると、今度また次に老朽化してくるのも集中的にやってくるということになるわけですね。

今までは、言ってみたら少しでも長持ちさせて、日を伸ばして、言ってみたら一時に老朽化更新というのが来ないように長寿命化計画とかも進められてきたわけですね。それを一気にすると、今度は老朽化する時期も一気にになると。やっぱりその辺は平準的に更新していくのと、一気にやって、また一気に来るというのが、どちらがいいかと言うと、私は平準していくのが今の流れかなと思うんですけども、その点はこういうことを出すという以上は、今一気にやれと。また50年後に一気にやれという形の考えをされているのかどうかだけをお伺いします。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） 説明させていただきましたように、もう待ったなしの状況で、やっぱり予想される南海トラフの巨大地震が控えております。今、吉田議員がおっしゃってくださったように、もう待ったなしであるということ。

昨日もトンネルが崩落がしましたが、今コンクリートの耐用年数は50年から60年です。高度成長期にいろんなものを建設して、道路も、上水道・下水道のほうも、設備をさせていただいたものが、もう30年たっているものも、40年たっているものもあります。今、集中的にあと10年の間にそれを修理したりしないと間に合わないと思います。

全部改築するのではなくて、その30年たったものを、本町においても橋梁で長寿命化で改修をしながら長寿命化を図るということになってはいますが、これもそういうことで、長寿命化を図るために、今40年、50年、60年たってから、全部し替えるのではなくて、今この30年のうちに改修をして。そうしたら財源も3分の1で済みます。だからこの10年の間に、やっぱりそういう災害が起きたときに、

そのために備えるために、防災・減災体制の再構築が重要じゃないかということで意見書を提出させていただきました。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 1つだけ聞きたいんです。今ちょっとわからないんですけども。今まあ昨日の事故のこともおっしゃったんですけども、これは、もともと国や地方公共団体で計画を立ててやるということで書いておられますよね。これは公共事業をやるということが、ここにあるような気がするんですよ。民間のそういう施設についても、この中に入ってくるのかというのが、ちょっとわからないんですけども。

そんなことまでは入ってなくて、これは10兆円を10年やる分は公共工事限定なんですよ。だから昨日の事故は、また関係ない話になるんですよ。だからその辺だけ、ちょっと確認したいです。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） すみません。トンネルのほうは民間の事業者がしている分でありますけれども。

そうですね。国、地方の公共事業に関しての社会資本の老朽化を改修して維持管理をしていくということですので。その分は申しわけありません。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは発議第10号、防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書について反対の討論をさせていただきます。

今、質疑の中で明らかになりましたように、今回の提案は防災・減災対策を集中的・計画的にやるということ。1年に10兆円、それを10年間行くと。新たな公共工事をつくるという提案だということがわかりました。さらには、危機管理庁をつくってやるということも提案がされています。

私は東日本大震災の復興事業を見ていまして、本当に国が一丸となって復興に着手しているかと言うと、そうでもない。反対に、この災害を利用して事業をしているというところも、まみ見受けられると。

先ほど言いましたように、第3次の復興財源は9兆円ありましたが、約3兆円は復興以外のところで使われているとマスコミから報道されています。その点では、田原本町に災害があったときも、本部長は町長で各部長が集まって、全行政区を挙げて災害に立ち向かうというのが防災体制だと思うんですね。その点で、こういう危機管理庁をつくって、それでそこに中心的な役割を果たすのじゃなくて、そのときにある知恵と力を結集して、国を挙げて対応するというのが一番の筋だと思うんです。

そして一番大切なのは、常日ごろから公共工事をするにしても、学校教育をするにしても、防災や減災のことを一義的に考えた仕事をするということが本当に求められていると。その点では危機管理庁の人たちが思っている以上のいろんなことが可能だと思うんですね。各省庁で本当に考えなさいという提起をすることが必要だと思います。その点では、こういう防災や減災について集中的に取り組むこと、さらには危機管理庁をつくることについては、私は少し異なる意見を持っています。

さらに一番の基本は、今回、防災・減災体制再構築推進基本法の制定を求めると。その基本法自体は私は存じ上げません。その点では、この基本法をつくれというところには賛成しかねるということで、今回出されている意見書には反対の立場をとらせていただきます。

知らないものを進めるわけにはいきませんので、その点では参加されている皆さんはご存じかわかりませんが、私はそういう立場で反対をさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして、発議第10号、防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書

への賛成討論をさせていただきます。

この基本法案、従来の防災行政や公共事業のあり方を抜本的に見直し、国民の命を守る公共投資を最優先する新しい発想に基づいた、そして防災・減災ニューディール政策を具体化させるための法案でございます。

ご承知のように、東日本大震災では国や自治体が地震・津波対策を講じてきたにもかかわらず、甚大な被害が発生いたしました。そして今後もいつ起こるかわからない首都直下地震や東海・東南海・南海の3連動地震などに備え、国民の生命と財産を守るニューディール政策、すなわち防災・減災に向けた体制の再構築は待ったなしでございます。

この法案の特徴は、国が一方的に社会資本の整備を策定するのではなく、全国の道路や橋、学校、医療などを対象に一斉に防災・減災総点検をまず実施する仕組みであります。総点検を行った地域を十分に踏まえ、老朽化した道路や橋などの再整備に優先順位をつける試みでございます。こういったことは今回が初めてでございます。

そしてまた、次に特徴があるのは、地域防災力の向上に向けた施策の実施でございます。

ご承知のように、東日本大震災では女性や高齢者、そして子ども、障がい者などの視点が少し漏れていたのではないかという反省が起こっております。そうした住民の視点を重視する。また学校教育における防災教育の充実や、有形文化財などへの配慮等々を含まれております。

また、東日本大震災では復興庁の設置が遅れました。これが現在でも多くの人々を苦しめる要因となっております。そういったことにならないように、大規模災害時に一元的に災害対応を行う危機管理庁の設置も盛り込んでおるわけでございます。そういったことから、この防災・減災基本法案、これからの国民の命を守る大切な法案でございます。また震災後、本町においても防災機能強化のため、また耐震改修等、しっかりと取り組んでおられます。そういったことをさらに充実させるための、この法案でございます。

したがって、本件の意見書に皆様のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。そして、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（松本宗弘君） ほかに討論ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第10号、防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案の一括上程（報第12号より議第52号までの16議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きまして、報第12号、平成24年度田原本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告より、議第52号、山辺広域行政事務組合の財産処分についてまでの16議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、報第12号、平成24年度田原本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告より、議第52号、山辺広域行政事務組合の財産処分についてまでの16議案につきましては一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案については、既に招集通知とともに配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成24年田原本町議会第4回

定例会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

報第12号、平成24年度田原本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告については、補正予算額が627万円の増額で、予算総額は101億4,495万4,000円となります。

補正の内容といたしましては、平成24年12月16日に執行される衆議院議員総選挙に係る選挙費の一部627万円の増額であり、契約等期日の関係から地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年11月16日付けで専決処分をしたものであります。

財源につきましては、県支出金であります。

次に、議第38号、平成24年度田原本町一般会計補正予算（第6号）については、補正予算額が1億5,920万5,000円の増額で、予算総額は103億415万9,000円となります。

補正の内容といたしましては、まず歳出予算のうち、職員の配置に伴う過不足等調整に係る人件費の補正については、第2款総務費、第4款衛生費及び第7款土木費において総額4,829万3,000円を増額し、第3款民生費、第5款農林水産業費及び第9款教育費において総額1,858万2,000円を減額するものであります。

続いて、款ごとに補正の内容についてご説明申し上げます。

第2款総務費、1億2,360万7,000円の増額は、財政調整基金積立金1億円の増額及び防犯灯設置補助金200万円の増額、町税還付金・還付加算金300万円の増額、衆議院議員総選挙費の一部710万円の増額並びに人件費の補正に係る増額であります。

第3款民生費、204万1,000円の減額は、障害者自立支援給付費負担金及び障害者医療費負担金の精算に伴う国庫支出金返納金426万9,000円の増額、保育所運営費負担金の精算に伴う国庫及び県支出金返納金66万5,000円の増額並びに人件費の補正に係る減額であります。

第4款衛生費、1,647万1,000円の増額は、感染症予防事業費等補助金の精算に伴う国庫支出金返納金77万7,000円の増額及び人件費の補正に係る

増額であります。

第5款農林水産業費、845万5,000円の減額は、人件費の補正に係る減額であります。

第7款土木費、3,277万5,000円の増額は、公共下水道事業特別会計への繰出金1,168万3,000円の増額及び人件費の補正に係る増額であります。

第9款教育費、315万2,000円の減額は、人件費の補正に係る減額であります。

財源については、地方交付税、県支出金及び繰越金であります。

次に、議第39号、平成24年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、補正予算額が1,168万3,000円の増額で、予算総額は18億804万円となります。

補正の内容といたしましては、平成23年度の事業実績に基づく消費税額の確定に伴う公課費928万3,000円の増額及び上下水道料金管理システム改修業務委託料240万円の増額であります。

財源については、一般会計からの繰入金であります。

次に、議第40号から議第45号及び議第47号から議第50号の10議案については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、所管の法令等に規定されている基準を条例により定めることとされたための整備等であります。

まず、議第40号、田原本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例については、要介護の方に対するサービス事業の人員、設備等の基準について定めるものであり、議第41号、田原本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例については、要支援の方に対するサービス事業の人員、設備等の基準について定めるものであり、議第42号、田原本町町道の構造の技術的基準を定める条例については、町道の設計や施工の際の技術的な基準を定めるものであり、議第43号、田原本町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例については、高齢者や障がい者等の移動等円滑化のための町道の設計や施工の際のバリアフリーに関

する技術的な基準を定めるものであり、議第44号、田原本町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例については、町道に設置する道路標識のうち、案内標識等の寸法について定めるものであり、議第45号、田原本町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例については、技術上の監督業務を行う者等の資格について定めるものであり、議第47号、田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格等について定めるものであり、議第48号、田原本町道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例については、道路附属の駐車場に設ける標識について定めるものであり、議第49号、田原本町都市公園条例の一部を改正する条例については、都市公園の配置、規模、建築面積等の基準について定めるものであり、議第50号、田原本町下水道条例の一部を改正する条例については、公共下水道の構造等の技術上の基準について定めるものであります。

次に、議第46号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告等に準じ、平成19年度から4年間実施された給料抑制の回復として、平成25年4月1日現在、31歳以上38歳未満の職員について1号給上位とするための改正であります。

次に、議第51号、山辺広域行政事務組合規約の変更については、広域行政圏施策の廃止による広域市町村圏振興整備計画に関する事務の廃止並びに消防団及び消防水利に関する事務の組合市町村への移管に伴う規約の変更について、議第52号、山辺広域行政事務組合の財産処分については、山辺広域行政事務組合が共同処理する消防団及び消防水利に関する事務の組合市町村への移管に伴う財産処分の協議について、それぞれ地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、今期定例会に提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。

何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして町長の提案理由の説明を終わります。

上程議案の委員会付託について

○議長（松本宗弘君） それでは一括上程をされております本議案につきましては、

各所管の常任委員会に各々付託をいたしまして休会中に審査を願うことにいたしましたと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松本宗弘君) ご異議なしと認めます。よって、各所管の委員会に各々付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたしましたと思います。なお、委員会別の付託議案につきましては事務局長をもって朗読させます。

○議会事務局長(松井敦博君) それでは朗読させていただきます。

報第12号、平成24年度田原本町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の報告につきましては総務文教常任委員会。

議第38号、平成24年度田原本町一般会計補正予算(第6号)につきましては各常任委員会。

議第39号、平成24年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては産業建設常任委員会。

議第40号、田原本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び議第41号、田原本町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の2議案につきましては住民福祉常任委員会。

議第42号、田原本町町道の構造の技術的基準を定める条例から議第45号、田原本町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例までの4議案につきましては産業建設常任委員会。

議第46号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては総務文教常任委員会。

議第47号、田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例から議第50号、田原本町下水道条例の一部を改正する条例までの4議案につきましては産業建設常任委員会。

議第51号、山辺広域行政事務組合規約の変更について及び議第52号、山辺広域行政事務組合の財産処分についての2議案につきましては総務文教常任委員会。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午前10時50分 散会